

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

1. 入院基本料について

○精神科病棟入院基本料（15：1）

【1階病棟(60床)・2階病棟(60床)・3階東病棟(46床)・3階東病棟(56床)】

1日に入院患者15名に対して1人以上の看護職員を配置しております。
また、入院患者50人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

夜間体制	
1階病棟	2階病棟・3階西病棟・3階東病棟
病棟に看護職員2名配置	各病棟に看護職員2名、看護補助者1名配置

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、 栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、入院患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。
また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

3. 基本診療料・特掲診療料の届出について

基本診療料の施設基準	
精神科病棟入院基本料（15：1）	看護補助加算2（50：1）
精神科応急入院施設管理加算	後発医薬品使用体制加算3
精神科身体合併症管理加算	医療安全対策加算2
精神科地域移行実施加算	患者サポート体制充実加算
救急医療管理加算	排尿自立支援加算
感染対策向上加算3	入院時食事療養（1）
栄養サポートチーム加算	
特掲診療料の施設基準	
精神科作業療法	医療保護入院等診療料
薬剤管理指導料	精神科退院時共同指導料2
重度認知症患者デイ・ケア料	16列以上64列未満のマルチスライスCT
抗精神病特定薬剤治療指導管理料 (治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る)	入院ベースアップ評価料24
外来・在宅ベースアップ評価料1	脳血管疾患等リハビリテーション料3

4. 入院時の食事療養について

- ・入院時の食事に係る費用として1食につき510円のご負担が必要です。
- ・患者の病状に応じて医師が治療食（特別食）を提供した場合は、別途1食につき76円加算されます。
- ・入院時食事療法（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時〔朝食(8時)・昼食(12時)・夕食(18時)〕適温で提供しています。